

財団法人 がん研究振興財団 海外派遣研究助成委員会規程

(委員会の設置)

- 第 1 条 この財団に、財団法人がん研究振興財団寄附行為第 3 4 条の規定に基づき、海外派遣研究助成事業ならびに看護師・薬剤師・技師等海外研修事業を円滑に実施するために必要な事項を審議するため、海外派遣研究助成委員会（以下「委員会」という）を置く。

(組 織)

- 第 2 条 委員会は委員若干名をもって組織する。
2. 委員は関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。
 3. 委員会に看護師・薬剤師・技師等海外研修の選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

- 第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 補欠委員の任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。
 3. 委員は非常勤とする。

(委 員 長)

- 第 4 条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により、これを定める。
2. 委員長は委員会の事務を総括し委員会を代表する。
 3. 委員会はあらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(選考委員会)

- 第 4 条の 2 選考委員会委員は若干名とし、委員長が委嘱する。
2. 選考委員会委員長は選考委員会委員の互選とし、選考結果を委員長に報告しなければならない。

(委員会の招集)

- 第 5 条 委員会は委員長が召集する。

(議 長)

- 第 6 条 委員長は委員会の議長となる。

(開会及び議事の定数)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き審議することができない。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(委員会の議案)

第 8 条 この委員会は、財団の行う海外派遣研究助成事業並びに看護師・薬剤師・技師等海外研修事業について次の各号について審議・答申を行う。

- (1) 海外派遣研究助成金申請書の審査
- (2) 看護師・薬剤師・技師等海外研修助成金の選考結果についての承認
- (3) その他必要な事項

(審議の結果報告)

第 9 条 委員長は審議が終わったときはその結果を直ちに理事長に報告しなければならない。

(細 則)

第 10 条 本会の施行について必要な細則は委員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は平成 12 年 8 月 1 日から施行。

この規定は平成 13 年 6 月 14 日一部改正。

この規程は平成 14 年 3 月 1 日一部改正。